

区分	新設
----	----

補助事業名	朝来市身を守る防犯対策補助事業	担当部課	危機管理部防災安全課			
補助要綱	朝来市身を守る防犯対策補助金交付要綱	根拠法令				
総合計画体系	5.市民の暮らしを支える安全・安心な都市基盤を持續する	分類	個人補助金			
	26.暮らしを守る防犯・交通安全の推進	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果	
事務事業	犯罪対策支援事業	R 7	0 年	R 9		

1. 事業概要

補助の目的	区や防犯グループだけでなく個人においても防犯に対する意識が非常に高まっており、個人の防犯対策を支援することにより、さらなる防犯意識の向上と、犯罪の抑止力を強化させることを目的とする。				
補助が必要な理由	兵庫県警察の市区町別刑法犯認知状況によると、朝来市における令和6年中の刑法犯総数は145件であり、うち5件は空き巣であるなど公共の場だけでなく個人の住宅等においても被害が発生している。また、本年2月には朝来市内において重要犯罪のひとつである強盗事件も2件発生した。このようなことから区や防犯グループだけでなく個人においても防犯に対する意識が非常に高まっている。個人向けの防犯対策補助金等の有無の問い合わせもあり、担当課として新たに個人住宅等に向けた防犯対策補助金を創設し、市民の防犯意識をさらに高めるとともに、犯罪抑止力を強化する必要がある。				
補助対象者	自らが居住している既存の住宅に防犯対策を講じた市民(世帯)				
補助対象事業	(1) 防犯カメラの購入設置費 (2) 自動録音電話機の購入設置費 (3) 防犯フィルムの購入費 (4) 人感センサーライト (5) 録画機能付きインターホン (6) 防犯性の高い錠、補助錠 (7) センサーアラーム (8) その他空き巣等の犯罪の未然防止を図るために必要であると市長が認める器具等の購入設置費				
補助率／補助額	購入対象費用の実支出額に1/2を乗じて得た額とし、100円未満は切り捨てる	上限額	100,000円		
上乗せ補助がある場合の根拠	なし				

2. 費用対効果(単位:円)

成果指標	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	最終目標	
	実績見込	計画	計画	計画	年度	計画
① 刑法犯認知件数	211	205	200	195	10	100
② 特殊詐欺及び空き巣の認知件数	8	5	1	0	10	0
補助額	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	300	300	300	300	—	—
実績報告書	—	—	—	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約	—	—	—	—	—	—
団体決算書	—	—	—	—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○		
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	直接執行及び地区等への補助に加え、市民(世帯)にも補助を行うことでより強固な防犯対策を講じる。	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○		
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○		
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○		
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○		
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること(団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	○		
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること(個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○		
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	他市の補助要綱を参考にしつつ、広く防犯について啓発するため上限を設定している。	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○		
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること			新設	
	運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
		適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること			
事業費補助への転換		①事業費補助へ転換すること				

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	承認	本年2月、朝来市内において重要犯罪のひとつである強盗事件が2件発生した。このことから個人においても防犯に対する意識が非常に高まっている。担当課として新たに個人住宅等に向けた防犯対策補助金を創設し、市民の防犯意識をさらに高めるとともに、犯罪抑止力を強化し、市民の生命、身体及び財産を守るため、本補助事業は必要であると考え。
2次	承認	新設補助金として承認する。
外部		
最終	承認	新設補助金として承認する。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 8 年 2 月 26 日

区分	既存
----	----

補助事業名	朝来市自主防災リーダー育成補助金	担当部課	危機管理部防災安全課		
補助要綱	朝来市自主防災リーダー育成補助金交付要綱	根拠法令			
総合計画体系	5.市民の暮らしを支える安全・安心な都市基盤を持続する	分類	個人補助金		
	25.日頃からみんなで備える災害に強いまちづくりの推進	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	防災推進事業	R 8	0 年	R 10	承認

1.事業概要

補助の目的	現在、防災安全課では、マイ避難カードの普及や出前講座の拡充を通じて、市民の防災意識の向上強化、地区防災計画策定の推進に努めている。令和6年度、防災推進事業を進める中で、防災意識や防災力向上には核となるリーダーの存在が重要であり、その育成が必要であるとの評価に至った。このことから、本補助金を再創設するものです。		
補助が必要な理由	防災意識や防災力向上には核となるリーダーの存在が重要であり、その育成が必要であるため、補助を行うことにより取得に係る敷居を下げ、市内の防災リーダーの数を増加させようとするため。		
補助対象者	ひょうご防災リーダー：全市民 防災士：ひょうご防災リーダー取得者又は朝来市消防団分団長以上の階級にある(あった)者		
補助対象事業	(1) ひょうご防災リーダー(兵庫県知事認定資格)の取得に対する助成 助成対象：交通費、燃料費 助成金額：(三木市会場)20,000円 (豊岡市会場)4,000円 (2) 防災士 助成対象：交通費、燃料費、教本代、受験料、登録料 助成金額：5,000円		
補助率／補助額	上限額に満たない場合はその額の100円未満を切り捨てた額を補助。	上限額	25,000円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2.費用対効果(単位:円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	
成果指標	実績	実績	実績	実績見込	年度	計画
① 朝来市内の防災士の数	51	56	59	59	8	65
② ひょうご防災リーダーの数	31	37	43	43	8	50
補助額	0	25,000	0	125,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	0	0	0	125,000	—	—
一般財源の割合	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	—	—
補助件数	0	1	0	5	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約	—	—	—	—	—	—
団体決算書	—	—	—	—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること		
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること		
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること		
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること		
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること		
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としないこと		
	補助率の適正化	×	×	上限額を25,000円とし、上限額に満たない場合はその額の100円未満を切り捨てた額を補助。
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)		
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること		
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること		
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること		
	運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと	
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること		
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること		

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	承認	地域防災力の向上を目的とし、災害に関する知識や技能を持ち、災害発生時に適切な判断や行動ができる人材を育成するために、災害が甚大化、激甚化する昨今において、今後も補助制度を継続させる必要があると考える。
2次	承認	判定結果に基づき、適正な運用を図ること。
外部		
最終	承認	2次評価のとおり、適正な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 8 年 2 月 26 日

区分	既存
----	----

補助事業名	朝来市防犯カメラ設置費補助事業	担当部課	危機管理部防災安全課		
補助要綱	朝来市防犯カメラ設置費補助金	根拠法令			
総合計画体系	5.市民の暮らしを支える安全・安心な都市基盤を持続する	分類	事業費補助金ソフト事業		
	26.暮らしを守る防犯・交通安全の推進	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	犯罪対策支援事業	R 5	2 年	R 10	承認

1. 事業概要

補助の目的	犯罪のない安全で安心な市民生活の実現を目指すとともに、警察等への情報提供ができるよう防犯カメラを設置する団体に対し補助を行う。		
補助が必要な理由	区からの防犯カメラ設置の相談や、防犯カメラ設置補助金の申し込み状況、地域自治協議会での防犯に関する取組状況などからも、地域の防犯意識の高まりを感じる。これら関係機関と連携し、犯罪防止に向けた活動や子供の見守り活動等の防犯活動を引き続き行うとともに、今後も団体等による犯罪抑止活動等の協力、支援を継続して実施する必要がある。		
補助対象者	(1) 行政区 (2) 民間団体 (3) 地域自治協議会		
補助対象事業	(1) 映像撮影機器(カメラ)、映像表示機器(モニター)、映像記録機器(ハードディスクレコーダー等)及びその他の防犯カメラシステムを構成する機器の購入に要する経費 (2) (1)の機器の取付け又は設置工事に要する経費		
補助率/補助額	定額 140,000円	上限額	140,000円
上乗せ補助がある場合の根拠	なし		

2. 費用対効果(単位:円)

成果指標	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	
	実績	実績	実績	実績見込み	年度	計画
① 刑法犯認知件数	-	109	145	211	10	100
② 防犯カメラ設置台数(年間)	-	8	8	18	10	8
補助額	-	1,120,000	1,120,000	2,520,000	-	-
特定財源	国庫支出金	-	-	-	-	-
	県支出金	-	320,000	320,000	720,000	-
	地方債	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-
一般財源	#VALUE!	800,000	800,000	1,800,000	-	-
一般財源の割合	#VALUE!	71.4%	71.4%	71.4%	-	-
補助件数	-	8	8	18	-	-
実績報告書	-	○	○	-	-	-

3. 団体運営費補助の場合

団体規約	-	-	-	-	-	-
団体決算書	-	-	-	-	-	-

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項		
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○		
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○		
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○		
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○		
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○		
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としないこと	○	○		
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること(団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	定額140,000円	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること(個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○		
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	他市の補助要綱を参考にしつつ、防犯カメラ購入設置費が約20万円から30万円であるため、補助団体の負担が大きくなりすぎないように設定している。	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○		
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○		
	運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
		適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること			
		事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	承認	近年市内でも犯罪や不審者事案が頻発し、各地域団体等では地域内の安全を図るため、朝来市防犯カメラ設置費補助金を活用した防犯カメラの設置整備を進めている。 また、警察からのカメラ情報の提供依頼も多く、今後も補助制度を継続させる必要があると考える。
2次	承認	判定結果に基づき、適正な運用を図ること。
外部		
最終	承認	2次評価のとおり、適正な運用を図ること。

区分	新設
----	----

補助事業名	渇水による用水路への補水支援事業補助金	担当部課	市民協働課			
補助要綱	朝来市渇水による用水路への補水支援事業補助金交付要綱	根拠法令				
総合計画体系	2.人と自然が共生しながら地域で循環する産業を確立する	分類	事業費補助金ハード事業			
	9.時代に合わせた農畜産業の振興	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果	
事務事業		R 7	0 年	R 7		

1. 事業概要

補助の目的	記録的な少雨により、用水路の水量確保が困難になっていることから、水量確保に要する費用の一部を補助することにより、市民生活の安定を図る。				
補助が必要な理由	地域の農業、防災等に必要不可欠な水量を確保するために補助が必要である。				
補助対象者	行政区、市内の農業団体等、地域自治協議会				
補助対象事業	用水路への補水に係る工事請負費又は機械器具賃借料				
補助率／補助額	2分の1	上限額	15万円		
上乗せ補助がある場合の根拠	なし				

2. 費用対効果(単位:円)

成果指標	令和7年度					最終目標	
	実績見込				年度	計画	
① 補助件数	9						
②							
補助額	543,000	0	0	0	-	-	
特定財源	国庫支出金				-	-	
	県支出金				-	-	
	地方債				-	-	
	その他				-	-	
一般財源	543,000	0	0	0	-	-	
一般財源の割合	100.0%	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	-	-	
補助件数	9				-	-	
実績報告書	○	-	-	-	-	-	

3. 団体運営費補助の場合

団体規約	-	-	-	-	-	-
団体決算書	-	-	-	-	-	-

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○		
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○		
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○		
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○		
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○		
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○		
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること(団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	○		
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること(個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○		
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○		
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○		
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること			新設	
	運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
		適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること			
事業費補助への転換		①事業費補助へ転換すること				

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	承認	災害級の少雨の影響により、農業、防災用の用水路に必要な水量が確保されていないことから、必要な工事請負費等に対して補助を行うことにより、水量確保を図る必要がある。
2次	承認	新設補助金として承認する。
外部		
最終	承認	新設補助金として承認する。

区分	新設
----	----

補助事業名	空家リフォーム補助金	担当部課	まちづくり協働部 市民協働課			
補助要綱	朝来市空家リフォーム補助金交付要綱	根拠法令				
総合計画体系	3.多様なつながり・交流を育み、地域力をより高める	分類	個人補助金			
	15.まちの仲間になる移住定住の推進	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果	
事務事業	定住促進事業	R 8	0 年	R 17		

1.事業概要

補助の目的	市内に存在するの空き家の改修に要する経費の一部を補助することで、空き家の有効活用及び地域活性化につなげるとともに、市外からの転入を促進させ、若者や子育て世帯等を中心に定住人口の増加を図ることを目的とする。				
補助が必要な理由	新築価格の高騰により、空き家活用による住宅取得を選択される方が増えており、空き家バンク成約者に占める市内在住者の割合も増加傾向である。転入による移住推進のみならず、市内定住促進にも一定の効果が期待できるため				
補助対象者	定住を目的に市内の住宅を取得(空き家を活用)する者				
補助対象事業	改修事業 ・台所の改修費用、トイレの改修費、風呂の改修費用、下水道への接続費用、その他補助することが適当と認められる内部改修費用(畳替、ふすま及び障子の張替え、ガラスの入替え等の簡易な改修を除く。)				
補助率／補助額	基本補助:1/2・あさご暮らし加算:2/10 次世代加算:1/10・事業者強化加算2/10	上限額	基本補助:50万円・あさご暮らし加算:20万円 次世代加算:10万円・事業者強化加算:20万円		
上乗せ補助がある場合の根拠	・あさご暮らし加算:①転入者 ②親子世帯の同・隣・近居加算(同一行政区) ・次世代加算:①若者世帯(本人・夫婦どちらか40歳未満) ②子育て世帯(義務教育終了前の子がいる世帯) ・事業者強化加算:①市内業者を利用して改修工事の1/2以上を施行する場合				

2. 費用対効果(単位:円)

成果指標	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	最終目標	
	計画	計画	計画	計画	年度	計画
① 移住者数(年間)	130	130	130	130	令和17年度	130
②						
補助額	16,400,000	16,400,000	16,400,000	16,400,000	—	—
特定財源	国庫支出金	5,000,000	5,000,000	5,000,000	—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	11,400,000	11,400,000	11,400,000	11,400,000	—	—
一般財源の割合	69.5%	69.5%	69.5%	69.5%	—	—
補助件数	20	20	20	20	—	—
実績報告書	—	—	—	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約	—	—	—	—	—	—
団体決算書	—	—	—	—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○		
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○		
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	人口減少が続く中、市の制度を利用した移住者を一定数確保することができる。	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○		
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○		
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○		
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること(団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	○		
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること(個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○		
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	近隣団体の補助額や予算等を総合的に判断し、上限を設定	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○		
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること			新設	
	運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
		適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること			
事業費補助への転換		①事業費補助へ転換すること				

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	承認	転入者を中心に、朝来市に何も足掛かりがない中、定住に踏み切ることができない方に対し、転入者(単身赴任等は除く)・新婚世帯といった一定の条件を付した上で、仮住まいを経験し、朝来市の住みやすさを実感してもらうための支援政策であり、朝来市内への定住につながる効果が期待できる。
2次	承認	新設補助金として承認する。
外部		
最終	承認	新設補助金として承認する。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 7 年 11 月 13 日

区分	既存
----	----

補助事業名	地域づくり支援事業補助金	担当部課	市民協働課		
補助要綱	朝来市地域づくり支援事業補助金交付要綱	根拠法令			
総合計画体系	3.多様なつながり・交流を育み、地域力をより高める	分類	事業費補助金ハード事業		
	14.多様な人がつながる地域コミュニティの充実	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業		H 17	20 年	R	

1. 事業概要

補助の目的	市内の行政区の自治振興又は地域の活性化を図る。		
補助が必要な理由	行政区等が実施する事業に対して、市が補助をすることにより、負担軽減を図り、行政区の自治振興又は地域の活性化を推進することができる。		
補助対象者	行政区、民間団体、地域自治協議会等		
補助対象事業	地域内道路整備、農業用道路・水路整備、生活用水路整備、有害鳥獣防止策整備、災害防止等整備、生活飲料水供給施設整備、地縁団体設立支援等の自治振興、地域活性化に資する事業(要綱別表に掲げるもの)		
補助率／補助額	事業ごとに定める額	上限額	事業ごとに定める額
上乗せ補助がある場合の根拠	行政区が対象の場合は世帯数による補助率の加算あり(別表付記欄に定める。)		

2. 費用対効果(単位:円)

成果指標	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	最終目標	
	計画	計画	計画	計画	年度	計画
① 市民活動促進事業の件数	2	2	2	2		
②						
補助額	11,000,000	11,000,000	11,000,000	11,000,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	11,000,000	11,000,000	11,000,000	11,000,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	2	2	2	2	—	—
実績報告書	—	—	—	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約	—	—	—	—	—	—
団体決算書	—	—	—	—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	×	×	暴力団等排除の規定なし
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	○	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	×	×	失効規定なし
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること			新設
	運営費補助	重複補助の有無 適切な会計処理 事業費補助への転換	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと ①団体の会計処理が適切に行われていること ①事業費補助へ転換すること		

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	承認	生活道路、生活用水路、農業用水路等の地域のインフラ整備に関する補助が多いことから自治振興、地域の活性化を図るためにも必要である。また、地縁団体の設立の支援や地域協働推進事業などの補助もあり、地域協働の取組を支援するためにも必要である。
2次	承認	判定結果に基づき、適正な運用を図ること。
外部		
最終	承認	2次評価のとおり、適正な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 8 年 1 月 21 日

区分	既存
----	----

補助事業名	区集会施設整備補助金(特例)	担当部課	市民協働課			
補助要綱	朝来市区集会施設整備補助金交付要綱の特例	根拠法令				
総合計画体系	3.多様なつながり・交流を育み、地域力をより高める	分類	事業費補助金ハード事業			
	14.多様な人がつながる地域コミュニティの充実	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果	
事務事業		R 8	年	R		

1. 事業概要

補助の目的	コミュニティづくりを推進し、もって地域福祉の向上と心豊かなまちづくりに寄与する。				
補助が必要な理由	区等又は地域が自治振興事業として実施する地域コミュニティの拠点である区集会施設において、エネルギー使用の合理化を図るために必要である。				
補助対象者	区等又は地域				
補助対象事業	朝来市区集会施設整備補助金交付要綱(平成17年朝来市告知第18号)第2条第1項に定める集会施設の改造等事業のうち、 ①集会施設の改造等事業のうち、非LED証明からLED証明に更新又は新設のみを行うもの ②更新等を行うLED証明が省エネ達成率100%以上の危機であるもの又はそれらと同等以上の省エネ性能を有するものを対象とする。				
補助率/補助額	事業ごとに定める額(100分の20から100分の50以内)	上限額	事業ごとに定める額		
上乗せ補助がある場合の根拠	次の補助率の加算 ・世帯数が50以下の場合に世帯数の区分に応じた加算 ・高齢化率が35%以上の場合に高齢化率の区分に応じた加算				

2. 費用対効果(単位:円)

成果指標	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	最終目標	
	計画	計画	計画	計画	年度	計画
① 補助件数	1	3	3	4		
②						
補助額	7,302,000	6,000,000	6,000,000	6,000,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	7,302,000	6,000,000	6,000,000	6,000,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	1	3	3	4	—	—
実績報告書	—	—	—	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約	—	—	—	—	—	—
団体決算書	—	—	—	—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○		
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○		
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○		
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○		
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	-	-	-	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	-	-	-	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること(団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	○		
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること(個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	-	-	-	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○		
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○		
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること			新設	
	運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
		適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること			
事業費補助への転換		①事業費補助へ転換すること				

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	承認	地域活動の拠点である集会施設への補助であり、今後も地域コミュニティを維持するうえで活動拠点の役割は増えると考えられることから、負担軽減と地域福祉の向上を図るために補助が必要と考える。
2次	承認	新設補助金(特例分)として承認する。
外部		
最終	承認	新設補助金(特例分)として承認する。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 7 年 11 月 13 日

区分	新設
----	----

補助事業名	朝来市電気自動車等普及促進補助金	担当部課	市民課環境推進室		
補助要綱	朝来市電気自動車等普及促進補助金交付要綱	根拠法令			
総合計画体系	5.市民の暮らしを支える安全・安心な都市基盤を持続する	分類	個人補助金		
	29.地球に優しいエネルギーと資源の循環の推進	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	ゼロカーボンシティ推進事業(市民課)	R 8	0 年	R 12	

1. 事業概要

補助の目的	脱炭素型まちづくりの一環として、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車及びV2H充電設備の購入に要する費用の一部を補助することにより、市内の電気自動車等の普及を促進し、二酸化炭素排出量の削減を図る。		
補助が必要な理由	令和7年3月に第4次朝来市環境基本計画及び朝来市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)を策定し、脱炭素型まちづくりの推進として、次世代自動車の普及促進を定めており、補助制度を創設することで、ゼロカーボンシティの実現につなげる。		
補助対象者	①市内に住所を有する個人並びに市内に事務所又は事業所を有する法人及び個人事業主 ②上記に掲げる者に対して車両を貸与するリース事業者であって、補助金相当額をリース期間の月数で除した金額を、補助金がない場合の毎月のリース料金の金額から減額してリース料金を設定している者		
補助対象事業	国が実施するクリーンエネルギー自動車導入促進補助金で定めた自動車及びクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充電インフラ等導入促進補助金で定めた設備		
補助率／補助額	電気自動車(普通自動車)、燃料電池自動車:10万円/台 電気自動車(小型・軽自動車)、プラグインハイブリッド自動車: 5万円/台、V2H充電設備:5万円/基	上限額	定額
上乗せ補助がある場合の根拠	なし		

2. 費用対効果(単位:円)

成果指標	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	最終目標	
	計画	計画	計画	計画	年度	計画
① 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及び燃料電池自動車の導入台数	8	8	8	8	12	累計40
② V2H充電設備の導入台数	2	2	2	2	12	累計10
補助額	600,000	600,000	600,000	600,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金	25,000	25,000	25,000	—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	600,000	600,000	600,000	600,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	10	10	10	10	—	—
実績報告書	—	—	—	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約	—	—	—	—	—	—
団体決算書	—	—	—	—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○		
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○		
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○		
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○		
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○		
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○		
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること(団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	各種定額	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること(個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○		
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○		
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○		
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること			新設	
	運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
		適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること			
事業費補助への転換		①事業費補助へ転換すること				

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	承認	第4次朝来市環境基本計画及び朝来市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)で定める次世代自動車の普及促進に向けた取組の一つとして必要と考える。
2次	承認	新設補助金として承認する。
外部		
最終	承認	新設補助金として承認する。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 7 年 8 月 25 日

区分	新設
----	----

補助事業名	医療支援型グループホーム運営支援事業補助金	担当部課	社会福祉課			
補助要綱	期来市医療支援型グループホーム運営支援事業補助金交付要綱	根拠法令	兵庫県医療支援型グループホーム運営支援事業実施要綱等			
総合計画体系	4.誰もが居場所や役割を持ち、健幸で心豊かな暮らしを実感できる	分類	団体運営費補助金			
	21.障害のある人の居場所と役割がある自立支援の充実	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果	
事務事業	グループホーム利用者等助成事業	R 8	0 年	R 17		

1. 事業概要

補助の目的	医療支援型グループホームの運営に要する経費の一部を補助することにより、医療的ケアが必要な障害者が安全にかつ安心してグループホームを利用できる環境を整備する。				
補助が必要な理由	医療的ケアが必要な障害者が安全にかつ安心して医療支援型グループホームを利用できる環境を整備するため。				
補助対象者	以下に掲げる要件を全て満たす医療支援型グループホームの管理者 ①定員は10人以上とし、(準)超重症児(者)入院診療加算対象者の利用について、兵庫県が別に定める割合以上であること、②兵庫県から日中サービス支援型共同生活援助の事業者指定を受けていること、③看護職員を常時配置していること。				
補助対象事業	医療支援型グループホームの運営に要する経費 (看護職員を雇用するために必要な給料、職員手当、賃金、法定福利費及び通勤旅費)				
補助率／補助額	定員 月額	定員 月額	上限額	左記の補助額のとおり	
	10人 25,000円	16人 61,000円			
	11人 34,000円	17人 65,000円			
	12人 41,000円	18人 68,000円			
	13人 47,000円	19人 71,000円			
	14人 53,000円	20人 73,000円			
	15人 57,000円				
上乗せ補助がある場合の根拠					

2. 費用対効果(単位:円)

成果指標	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	最終目標	
	計画	計画	計画	計画	年度	計画
① 利用者数	1	1	1	1	R17	1
②						
補助額	300,000	300,000	300,000	300,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金	150,000	150,000	150,000	—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	150,000	150,000	150,000	150,000	—	—
一般財源の割合	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	—	—
補助件数	1	1	1	1	—	—
実績報告書	—	—	—	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約	—	—	—	—	—	—
団体決算書	—	—	—	—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	×	×	③市の徴収金の完納を交付条件には設定していない。
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること(団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	兵庫県が定める補助金額にて実施する。
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること(個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること			新設
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと 適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること 事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること	○ ○ ×	○ ○ ×	人件費に対する補助であり、事業費補助への転換はできない

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	承認	医療支援型グループホームの事業所が市内には無いため、利用を希望される場合は市外(相生市・加古川市・豊岡市)の事業所を利用していただく必要がある。補助制度が無いことによって利用が出来ないということにならないよう予め補助制度を設けることで、医療的ケアが必要な障害者が安全にかつ安心して医療支援型グループホームが利用できる環境を整備する。
2次	承認	新設補助金として承認する。
外部		
最終	承認	新設補助金として承認する。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 7 年 10 月 8 日

区分	既存
----	----

補助事業名	朝来市社会福祉協議会運営事業補助金	担当部課	健康福祉部 社会福祉課			
補助要綱	朝来市社会福祉協議会運営事業補助金交付要綱	根拠法令	社会福祉法			
総合計画体系	4.誰もが居場所や役割を持ち、健幸で心豊かな暮らしを実感できる	分類	団体運営費補助金			
	18.一人一人が地域とつながる地域共生社会の実現	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果	
事務事業	社会福祉協議会支援事業	R 8	0 年	R 16	継続	

1. 事業概要

補助の目的	社会福祉を目的とする事業を行う団体である社会福祉協議会を支援することにより、協議会業務の円滑な実施の確保等を通じて、市民の自主的な活動がより一層活発に行われるような環境整備を図り、本市の地域福祉の向上に寄与することを目的とする。				
補助が必要な理由	社会福祉協議会は行政からの公的な福祉事業を積極的に受託するなど公共性の高い事業の実施母体(法人)であり、当該事業からは利益をあげることを第一目的としていない。このため、すべての事業を自主財源で行うことは困難であり、団体運営を確実にするためには人件費を含めた一定の補助金を交付する必要がある。				
補助対象者	朝来市社会福祉協議会				
補助対象事業	<ul style="list-style-type: none"> 運営補助金については、朝来市社会福祉協議会運営事業補助金交付要綱、人件費補助基準による。 職員12名以内(社協職員のうち地域福祉担当の職員分)の給料の98%、諸手当、社会保険料等を補助基準額とし、その基準額の70%を補助する。(ただし、市からの派遣職員にあっては、100%とする) 【朝来市社会福祉協議会の主な事業】 相談事業、日常生活自立支援事業、ボランティアセンター運営事業、生活困窮者支援事業、訪問居宅介護事業、居宅介護支援事業など				
補助率/補助額	補助対象経費の70% (市からの派遣職員にあっては100%)	上限額	規定無し(但し、人件費補助基準有)		
上乗せ補助がある場合の根拠					

2. 費用対効果(単位:円)

成果指標	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	最終目標	
	実績	実績	実績見込	計画	年度	計画
① 対象職員数	8	8	8	12	8	12
② 友人や地域の中で、気軽に相談したり頼れる人がいる市民の割合	54.4	54.9	—	—	11	58.8
補助額	29,338,000	30,386,000	32,032,000	42,502,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	29,338,000	30,386,000	32,032,000	42,502,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	1	1	1	1	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約	○	○	○	—	—	—
団体決算書	○	○	○	—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	○	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	人件費補助基準に基づき上限設定有
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○	
	運営費補助	重複補助の有無 適切な会計処理 事業費補助への転換	○ ○ ×	○ ○ ×	人件費に対する補助であり、事業費補助への転換はできない

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	承認	社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき地域福祉の推進を図ることを目的として各市町村に設置されるものであり、地域福祉の公共性が高い事業を実施している。社会福祉協議会の経営悪化を受け、運営を下支えするため、支援を拡充した。今後においても地域福祉の向上や住民主体の地域づくりのために制度を継続していく必要がある。
2次	承認	判定結果に基づき、適正な運用をはかること。
外部		
最終	承認	2次評価のとおり、適正な運用をはかること。

区分	新設
----	----

補助事業名	朝来市福祉人材確保支援補助金交付事業	担当部課	健康福祉部 高年福祉課			
補助要綱	朝来市福祉人材確保支援補助金等交付要綱	根拠法令				
総合計画体系	4.誰もが居場所や役割を持ち、健幸で心豊かな暮らしを実感できる	分類	個人補助金			
	20.いつまでも自分らしく活躍できる高齢社会の実現	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果	
事務事業	朝来市福祉人材確保支援補助金等交付事業	R 8	0 年	R 11		

1. 事業概要

補助の目的	市内の福祉事業所(介護、障害福祉事業所)への就職を促進することにより福祉事業所の安定的かつ継続的な運営を確保し、業務に必要な研修費の補助を行うことにより、福祉業務に従事する人材の育成と、利用者へ提供されるサービスの質の向上を図る。				
補助が必要な理由	市内福祉事業所への就職希望する人材の確保と定着、育成を促し、介護・福祉サービスの維持・向上につなげるため。				
補助対象者	市内の福祉事業所に勤務する正規職員等				
補助対象事業	【奨励金】 市内福祉事業所に介護職員等として正規雇用された人が下記の要件を満たした場合に交付 ①就職奨励金 5万円 正規雇用された日から起算して、原則として6か月を経過したとき ②継続奨励金 5万円 1年勤務経過したとき ③継続奨励金 10万円 3年勤務経過したとき 【補助金】 資格取得補助金 受講経費の総額 市内在住で福祉事業所に介護職員等として勤務する人が、従事するために必要な研修等を修了したとき				
補助率／補助額	【奨励金】 5万円(就職から6か月経過) 【継続奨励金(1年後)5万円、(3年後)10万円] 【補助金】 経費の総額	上限額	【奨励金】 就職奨励金、継続奨励金(1年後)、継続奨励金(3年後)合計最大20万円 【補助金】 1年度あたり10万円		
上乗せ補助がある場合の根拠					

2. 費用対効果(単位:円)

成果指標	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	最終目標	
	計画	計画	計画	計画	年度	計画
① 奨励金交付件数	30	60	60	60	13	270
② 補助金交付件数	15	15	15	15	10	90
補助額	3,000,000	4,500,000	4,500,000	6,000,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	3,000,000	4,500,000	4,500,000	6,000,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	45	75	75	75	—	—
実績報告書	—	—	—	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約	—	—	—	—	—	—
団体決算書	—	—	—	—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○		
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○		
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○		
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○		
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○		
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○		
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること(団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	介護職等の人材確保、資格取得支援を行い、持続可能な福祉事業所の運営と質の高いサービスを提供につなげるための政策判断による。	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること(個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○		
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	×	×	就職奨励金と継続奨励金(1年後と3年後)の合計で、最大20万円。 補助金は1年度あたり10万円。	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○		
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること			新設	
	運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
		適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること			
事業費補助への転換		①事業費補助へ転換すること				

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	承認	個人への補助限度額が1/2の額を超えているが、必要な研修受講、資格取得の受験料については負担感があるため総額を助成することで、キャリア支援にもつながり、就業継続が見込まれると判断したため
2次	承認	新設補助金として承認する。
外部		
最終	承認	新設補助金として承認する。

区分	新設
----	----

補助事業名	朝来市こどもの居場所づくり事業	担当部課	子育て支援課			
補助要綱	朝来市こどもの居場所づくり事業補助金交付要綱	根拠法令				
総合計画体系	4.誰もが居場所や役割を持ち、健幸で心豊かな暮らしを実感できる	分類	事業費補助金ソフト事業			
	19.地域みんなで安心できる子育て環境の充実	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果	
事務事業	児童福祉一般管理事業(子育て支援課)	R 8	0 年	R 10		

1. 事業概要

補助の目的	こどもが安心して過ごすことのできるこどもの居場所づくりを進めることにより、全てのこどもが地域の見守りの中で健やかに成長するとともに、身近な地域でこどもたちの育ちを支援する。				
補助が必要な理由	○継続的な運営のための安定した財源確保 ○子どもを地域で育む機運や活動の市全域への広がり				
補助対象者	定款、規約又は会則等の定めを有し、こどもの居場所を適切な運営を行うことができる団体(その他要件あり)				
補助対象事業	次に掲げる要件を満たすこどもの居場所づくり事業 (1) 参加に要する費用は無料又は材料費等の実費相当額であること。 (2) 毎月1回以上又は年12回以上開催し、1回当たりの開催時間が概ね2時間以上(夏季休業日等学校の長期休業期間に実施する場合を含む。)であること。 (3) 1回当たりの参加者はこども及びその保護者等を含めて概ね10人以上であること。 (4) 事業を開催する時間内は責任者を常駐させ、こどもの安全確保を図ること。 (5) 特定の技能又は競技等の向上を目的とするものでないこと。				
補助率/補助額	こどもの居場所 2,000円/回 食事提供がある場合 5,000円/回	上限額	こどもの居場所 100,000円 こども食堂 250,000円		
上乗せ補助がある場合の根拠	福祉的な活動であるため、定額補助とする。 ただし、補助対象経費を合算した額から参加者負担金と寄附金額を控除した額のいずれか低い額とする。				

2. 費用対効果(単位:円)

成果指標	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	最終目標	
	計画	計画	計画	計画	年度	計画
① こどもの居場所開設数	4	6	8		8	
② こども食堂開設数	2	3	4		4	
補助額	860,000	900,000	900,000		-	-
特定財源	国庫支出金				-	-
	県支出金				-	-
	地方債				-	-
	その他				-	-
一般財源	860,000	900,000	900,000	0	-	-
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	#DIV/0!	-	-
補助件数	6	9	12		-	-
実績報告書	-	-	-	-	-	-

3. 団体運営費補助の場合

団体規約	-	-	-	-	-	-
団体決算書	-	-	-	-	-	-

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	×	×	こども食堂の運営に係る食材費は対象経費とする。ただし、団体等の会議開催経費やこども食堂以外の食材費は補助対象外であることは明記している。
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること(団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	補助事業の性質上、参加費だけで運営することは難しいため、企業等からの寄付が定着するまでの間は定額補助とする。
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること(個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること			新設
	運営費補助	重複補助の有無 適切な会計処理 事業費補助への転換	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと ①団体の会計処理が適切に行われていること ①事業費補助へ転換すること		

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	承認	第3期子ども・子育て支援事業計画に基づき、子どもの居場所づくりを推進するために本事業は必要である。
2次	承認	新設補助金として承認する。
外部		
最終	承認	新設補助金として承認する。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 7 年 9 月 24 日

区分	新設
----	----

補助事業名	産後ケア事業費用助成金	担当部課	子育て支援課		
補助要綱	朝来市産後ケア事業費用助成金交付要綱	根拠法令	母子保健法、子ども・子育て支援法		
総合計画体系	4.誰もが居場所や役割を持ち、健幸で心豊かな暮らしを実感できる	分類	事業費補助金ソフト事業		
	19.地域みんなで安心できる子育て環境の充実	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	妊娠・出産包括支援事業	R 8	0 年	R	

1.事業概要

補助の目的	母子保健法第17条に基づく産後ケア事業について、契約外の実施機関を利用した場合の費用を助成することで、支援を必要とする全ての方が利用できる体制を整備し、安心して子どもを産み育てることのできる環境を整える。				
補助が必要な理由	○全ての産婦に対して、必要な母子保健サービスを提供する。 ○安心して子どもを産み育てることができる環境を整える。				
補助対象者	産後1年未満の母親(死産又は流産後1年未満の者を含む。)及び乳児(朝来市産後ケア事業実施要綱第3条に定める対象者)				
補助対象事業	朝来市と契約していない医療機関等で受けた産後ケア事業				
補助率/補助額	産後ケア事業相当額	上限額	宿泊型サービス 37,000円/回(39,000円/回) 通所型サービス 4,700円/時間(5,000円/時間) 訪問型サービス 4,500円/時間(5,000円/時間) ※()内は、非課税世帯・生活保護世帯		
上乗せ補助がある場合の根拠					

2.費用対効果(単位:円)

成果指標	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	最終目標	
	計画	計画	計画	計画	年度	計画
① 助成金交付実人数	5	5	5	5		
② 妊娠・出産に満足している人の割合(3か月児健診アンケート)	91.0	91.5	92.0	92.5		
補助額	250,000	250,000	250,000	250,000	—	—
特定財源	国庫支出金	125,000	125,000	125,000	—	—
	県支出金	62,000	62,000	62,000	—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	63,000	63,000	63,000	63,000	—	—
一般財源の割合	25.2%	25.2%	25.2%	25.2%	—	—
補助件数	5	5	5	5	—	—
実績報告書	—	—	—	—	—	—

3.団体運営費補助の場合

団体規約	—	—	—	—	—	—
団体決算書	—	—	—	—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としないこと	×	×	産後ケア事業における食事提供は、事業内容に含まれるため、対象経費とする。
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること(団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	委託料と整合性を図るため、補助率は1/2としていない。
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること(個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	×	×	産後ケア事業実施要綱に基づき実施しており、産後ケア事業が継続する限り、本助成についても継続するため実施期間の規定を設けていない。
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること			新設
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと 適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること 事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	承認	安心して子どもを生育できる環境づくりのために、本事業は必要である。
2次	承認	新設補助金として承認する。
外部		
最終	承認	新設補助金として承認する。

区分	新設
----	----

補助事業名	特定不妊治療サポート助成金交付事業	担当部課	子育て支援課			
補助要綱	朝来市特定不妊サポート助成金交付要綱(仮)	根拠法令				
総合計画体系	4.誰もが居場所や役割を持ち、健幸で心豊かな暮らしを実感できる	分類	個人補助金			
	19.地域みんなで安心できる子育て環境の充実	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果	
事務事業	不妊・不育症治療費助成事業	R 8	0 年	R		

1.事業概要

補助の目的	特定不妊治療(顕微授精・体外受精)にかかる医療費と通院交通費の一部を助成し、経済的な負担の軽減を図り、子どもを持ちたいと望む方の不妊治療を支援し、安心して妊娠、出産ができる環境づくりを推進する。		
補助が必要な理由	○特定不妊治療にかかる経済的な負担を軽減し、必要な治療を受けやすい体制を整備し、治療を促進する。 ○相対的に所得が低い若い世代の夫婦が早期に治療を受けやすい環境につながり、少子化対策の一助となる。		
補助対象者	(1)法律婚または事実婚の夫婦であり、当該治療を受けた期間及び申請日現在、夫婦のいずれもが市内に住所を有していること (2)医療保険に加入していること (3)当該助成に係る治療を行った期間の初日における妻の年齢が43歳未満であること (4)申請に係る治療について、若年がん患者妊孕性温存治療費助成の交付を受けていないこと (5)市税等市の徴収金を滞納していないこと (6)通院交通費の助成については、治療の最終日が令和8年4月1日以降であること		
補助対象事業	(1)医療費分:医療保険適用内外の特定不妊治療(顕微授精・体外受精)に要した費用の自己負担額 (2)通院交通費分:特定不妊治療を受けるため医療機関までの通院に要した費用		
補助率／補助額	(1)医療費分:対象経費の1/2(区分ごとに上限額あり) (2)交通費分:自宅から医療機関までの往復距離×37円×通院日数×8/10	上限額	(1)医療費分:①保険適用の治療(先進医療を含む):10万円(治療内容により2万5千円)②保険適用外の治療:15万円(治療内容により5万円)③男性不妊治療:10万円 (2)通院費分:上限なし
上乗せ補助がある場合の根拠			

2.費用対効果(単位:円)

成果指標	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	最終目標	
	計画	計画	計画	計画	年度	計画
① 助成金交付延件数	50	50	50	50		
② 市民アンケート「安心して子どもを生み育てることができる(%)」20~40歳代	46.7	47.2	47.7	48.2	11	48.2
補助額	4,778,850	4,778,850	4,778,850	4,778,850	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	4,778,850	4,778,850	4,778,850	4,778,850	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	50	50	50	50	—	—
実績報告書				—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約	—	—	—	—	—	—
団体決算書	—	—	—	—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること(団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	国の交通費等支援事業における補助単価である自己負担2割にあわせた制度としている。
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること(個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	×	×	生存権に関する制度のため、実施期間については定めていない。
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること			新設
	運営費補助	重複補助の有無 適切な会計処理 事業費補助への転換			
	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと				
	①団体の会計処理が適切に行われていること				
	①事業費補助へ転換すること				

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	承認	当該事業により特定不妊治療にかかる経済的な負担の軽減を図ることで、妊娠、出産を希望する夫婦が、適切な時期に継続して治療を受けることができ、少子化策として直接的な出生数の増加にもつながる制度である。安心して子どもを産み育てる環境づくりの推進のため、事業の創設を承認する。
2次	承認	新設補助金として承認する。
外部		
最終	承認	新設補助金として承認する。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 7 年 5 月 2 日

区分	新設
----	----

補助事業名	朝来市スマート農業推進事業補助金	担当部課	農林振興課			
補助要綱	朝来市スマート農業推進事業補助金交付要綱	根拠法令	地域再生法			
総合計画体系	2.人と自然が共生しながら地域で循環する産業を確立する	分類	個人補助金			
	9.時代に合わせた農畜産業の振興	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果	
事務事業	朝来市スマート農業推進事業	R 7	0 年	R 9		

1. 事業概要

補助の目的	朝来市におけるスマート農業の普及及び持続可能な農業経営の実現を図る。				
補助が必要な理由	農業従事者の減少や高齢化が進行する中、農業の持続的発展と担い手の育成・支援を図るため、農地の集積と経営規模拡大が必要不可欠である。生産性向上と作業の効率化を目的に、自動操舵システム付農業機械やドローン等の先端技術を導入するスマート農業の支援する必要があるため。				
補助対象者	地域計画に位置付けられた農業者及び農業法人等				
補助対象事業	RTKシステムを活用する農業機械で農林水産省による「スマート農業カタログ」掲載されているもの及び市が認める機械等				
補助率／補助額	購入経費の1/2	上限額	500万円		
上乗せ補助がある場合の根拠					

2. 費用対効果(単位:円)

成果指標	令和7年度	令和8年度	令和9年度	最終目標	
	実績見込	計画	計画	年度	計画
① スマート農業を活用した面積(ha)	70	90	100	9	100
② スマート農業機械導入数	15	20	25	9	25
補助額	41,925,000	5,000,000	5,000,000	—	—
特定財源	国庫支出金	20,962,500			—
	県支出金				—
	地方債				—
	その他				—
一般財源	20,962,500	5,000,000	5,000,000	0	—
一般財源の割合	50.0%	100.0%	100.0%	#DIV/0!	—
補助件数	15	5	5	—	—
実績報告書	○	—	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約	—	—	—	—	—
団体決算書	—	—	—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること(団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	○	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること(個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	×	×	新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用した補助金であり、3年間の事業実施が義務付けられているため。
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	×	×	現行の農業機械等補助事業と同額の500万円にしている。
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること			新設
	運営費補助	重複補助の有無 適切な会計処理 事業費補助への転換			
	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと				
	①団体の会計処理が適切に行われていること				
	①事業費補助へ転換すること				

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	承認	農地集積・経営規模の拡大、生産性の向上及び作業の効率化には必要である。
2次	承認	新設補助金として承認する
外部		
最終	承認	新設補助金として承認する

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 7 年 8 月 8 日

区分	新設
----	----

補助事業名	農作物渇水対策事業補助金	担当部課	農林振興課		
補助要綱	朝来市農作物渇水対策事業補助金交付要綱	根拠法令			
総合計画体系	2.人と自然が共生しながら地域で循環する産業を確立する	分類	個人補助金		
	9.時代に合わせた農畜産業の振興	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	農作物渇水対策事業補助金	R 7	年	R 7	

1. 事業概要

補助の目的	高温少雨に伴う水稲等農作物の渇水被害を最小限にとどめるための事業を支援することにより、農作物の品質の保持及び農業経営の安定に寄与することを目的とする。				
補助が必要な理由	令和7年度の記録的渇水により農業用水が著しく不足し、農家が緊急的に実施した渇水対策に係る経費は通常の農業経営では想定外の負担であることから、農作物被害の拡大防止及び農業経営の継続を図るため、緊急的に補助を行う必要があるため。				
補助対象者	市内に住所を有する個人農業者 市内に事業所を有する法人農業者 市内の行政区又は農業団体等				
補助対象事業	①水中ポンプ等物品購入等事業 給水・水中ポンプ及び当該ポンプ用発電機や送水ホース200ℓ以上のローリータンク等の購入費又はレンタル費 ②水管理事業 (農地台帳又は令和7年度の水稲実施計画書及び営農計画書の水稲作付面積及び転作等のうち渇水対策を行った面積÷10アール)×市長が別に定める額				
補助率／補助額	①②ともに1/2	上限額	①10万円 ②上限なし		
上乗せ補助がある場合の根拠					

2. 費用対効果(単位:円)

成果指標	令和7年度	最終目標			
	計画	年度	計画	年度	計画
① 渇水対策を行った面積(a)	14,326				
②					
補助額	9,304,900				
特定財源	国庫支出金				
	県支出金				
	地方債				
	その他				
一般財源	9,304,900	0	0	0	
一般財源の割合	100.0%	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	
補助件数	88				
実績報告書	○				

3. 団体運営費補助の場合

団体規約	-	-	-	-	-
団体決算書	-	-	-	-	-

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること(団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	○	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること(個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	×	×	水管理事業は上限なし(市長が別に定める額)
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○	
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと 適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること 事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	承認	令和7年度の記録的渇水に伴う緊急対策経費は農家にとって想定外の負担であり、農作物被害の拡大防止と農業経営の継続を図るため補助が必要である。なお、本事業は令和7年度限りの単年度事業である。
2次	承認	新設補助金として承認する。
外部		
最終	承認	新設補助金として承認する。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 7 年 10 月 27 日

区分	新設
----	----

補助事業名	資源循環型シカ肉活用補助金	担当部課	産業振興部農林振興課			
補助要綱	朝来市資源循環型シカ肉活用補助金交付要綱	根拠法令				
総合計画体系	2.人と自然が共生しながら地域で循環する産業を確立する	分類	事業費補助金ソフト事業			
	9.時代に合わせた農畜産業の振興	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果	
事務事業	有害鳥獣対策事業	R 8	0 年	R 16		

1. 事業概要

補助の目的	捕獲したシカの食肉加工施設への搬入又は引取りを行うものに対し補助金を交付することにより、捕獲したシカを食材として有効活用して廃棄物をゼロに近づけるとともに、生態系の保全を通じた環境の維持管理に資することを目的とする。				
補助が必要な理由	シカは止め刺しするのが野外であり、鮮度維持、衛生面の手間、又止め刺しの技術と後処理に手間がかかるため猟師が加工施設に持ち込むことをためらい、埋設されるだけとなっている。 鹿肉を地域資源として有効活用するには、加工施設に持ち込むことの意識付け、搬出の負担を補助する支援は必要だと考える。				
補助対象者	朝来市有害鳥獣捕獲報償金等交付要綱に規定する報償金等の交付対象者であって、食肉加工施設にシカを搬入するもの又は食肉加工施設を営むものでシカを回収し引き取るもの。				
補助対象事業	有害捕獲活動により捕獲されたシカを、食肉加工施設に搬入し、又は引き取り、食肉として有効活用する事業。				
補助率／補助額	搬入の場合：2千円（頭あたり） 回収の場合：4千円（頭あたり）	上限額	規定なし		
上乗せ補助がある場合の根拠					

2. 費用対効果(単位:円)

成果指標	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 加工施設処理頭数(有害捕獲分)	357	306	274	360	16	360
②						
補助額	358,000	356,000	356,000	720,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金	35,600	35,800	35,600	35,600	—
	地方債					—
	その他					—
一般財源	322,400	320,200	320,400	684,400	—	—
一般財源の割合	90.1%	89.9%	90.0%	95.1%	—	—
補助件数	179	178	180	180	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約	—	—	—	—	—	—
団体決算書	—	—	—	—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること(団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	1頭あたりの定額補助となっている。
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること(個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	×	×	1頭あたりの定額補助となっている。
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること			新設
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
	適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること				
	事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること				

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	承認	捕獲頭数に対する加工施設の処理頭数の割合は、R6年度分で約3割と依然として低い。また、ジビエについての社会的な関心は高くなってきたが、まだ一般に広く定着したとは言いがたい段階であり、シカ肉を有効活用するための支援が必要である。
2次	承認	新設補助金として承認する。
外部		
最終	承認	新設補助金として承認する。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 7 年 11 月 13 日

区分	既存
----	----

補助事業名	未利用材搬出支援事業	担当部課	農林振興課			
補助要綱	朝来市未利用材搬出支援補助金交付要綱	根拠法令				
総合計画体系	2.人と自然が共生しながら地域で循環する産業を確立する	分類	事業費補助金ソフト事業			
	10.自然を守り活かす林業の振興	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果	
事務事業	森林経営管理事業	R 元	6 年	R 9	継続	

1. 事業概要

補助の目的	市内における森林整備に伴う間伐等により発生する間伐材のうち、用材とせず森林内に留置される間伐材の原木(未利用材)を市内に立地する木質バイオマス発電所へ供給される経費に対して補助金を交付することにより、流出による河川閉塞等の流木被害を防止するとともに、自然エネルギー利用による環境負荷の低減を図る低炭素循環型社会の構築に寄与することを目的とする。		
補助が必要な理由	森林整備の際に発生した不要な樹木や切捨て材のうち未使用の材は、価値もなく林地残材として森林内留置されていた。このため、災害時には河川に流出して、甚大な被害をもたらす原因となっている。		
補助対象者	市内に事業所又は事務所を有する個人又は法人その他の団体		
補助対象事業	市内に立地する木質バイオマス発電所へ供給される運搬経費		
補助率/補助額	1トンにつき500円	上限額	なし
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

成果指標	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	最終目標	
	実績	実績	実績見込	計画	年度	計画
① 搬出量	3,893t	6,528t	3,899t	10,000t	11	12,000t
②						
補助額	1,946,980	3,727,614	1,949,500	5,000,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他	1,946,980	3,727,614	1,949,500	5,000,000	—
一般財源	0	0	0	0	—	—
一般財源の割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	—	—
補助件数	5	5	5	5	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約	—	—	—	—	—	—
団体決算書	—	—	—	—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○		
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○		
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○		
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○		
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○		
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○		
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること(団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	1トンにつき500円の定額補助となっている。	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること(個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○		
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	×	×	1トンにつき500円の定額補助となっている。	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○		
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること				
	運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
		適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること			
事業費補助への転換		①事業費補助へ転換すること				

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	承認	上記、補助目的のほか、市内企業への支援の側面を持ち合わせており、有益な事業であると考える。
2次	承認	判定結果に基づき、適正な運用を図ること。
外部		
最終	承認	2次評価のとおり、適正な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 7 年 11 月 13 日

区分	新設
----	----

補助事業名	朝来市里山林整備促進事業	担当部課	農林振興課			
補助要綱	朝来市里山林整備促進補助金交付要綱	根拠法令				
総合計画体系	2.人と自然が共生しながら地域で循環する産業を確立する	分類	個人補助金			
	10.自然を守り活かす林業の振興	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果	
事務事業	森林経営管理事業	R 8	0 年	R 16		

1. 事業概要

補助の目的	里山林整備促進事業を行う団体等に対し、その実施に必要な経費の一部を補助することにより、里山林の荒廃防止、緩衝帯機能の発揮による有害鳥獣被害の抑止及び森林資源の有効活用を推進し、地域協働で行う森林の公益的機能の維持増進に寄与することを目的とする。				
補助が必要な理由	里山林は地域の防災・環境・農業を支える重要な資源であるが、近年は高齢化や担い手不足により、間伐や下刈りなどの整備が進まず、放置林の増加が課題となっており、地域住民による自主的な管理は労力・資金面で大きな負担となっている。				
補助対象者	森林法第5条に規定する地域森林計画の対象地域に森林が存在する土地を所有し、占有し、又は管理する団体等				
補助対象事業	地域で行う森林の公益的機能の水準の維持、向上を図るための森林整備事業				
補助率／補助額	1/2	上限額	500,000円		
上乗せ補助がある場合の根拠					

2. 費用対効果(単位:円)

成果指標	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	最終目標	
	計画	計画	計画	計画	年度	計画
① 整備個所数	14	14	14	14	16	14
②						
補助額	7,000,000	7,000,000	7,000,000	7,000,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他	7,000,000	7,000,000	7,000,000	7,000,000	—
一般財源	0	0	0	0	—	—
一般財源の割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	—	—
補助件数					—	—
実績報告書	—	—	—	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約	—	—	—	—	—	—
団体決算書	—	—	—	—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること(団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	○	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること(個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること			新設
	運営費補助	重複補助の有無 適切な会計処理 事業費補助への転換	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと ①団体の会計処理が適切に行われていること ①事業費補助へ転換すること		

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	承認	適切な里山林の維持管理のために必要な事業である。
2次	承認	新設補助金として承認する。
外部		
最終	承認	新設補助金として承認する。

区分	新設
----	----

補助事業名	環境にやさしい農業産地づくり補助金	担当部課	産業振興部 農林振興課			
補助要綱	朝来市環境にやさしい農業産地づくり補助金交付要綱	根拠法令				
総合計画体系	2.人と自然が共生しながら地域で循環する産業を確立する	分類	個人補助金			
	9.時代に合わせた農畜産業の振興	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果	
事務事業	みどりの食料システム戦略事業	R 8	0 年	R 10		

1. 事業概要

補助の目的	みどりの食料システム戦略の趣旨を踏まえ、有機農業等の環境負荷低減に資する農業を支援することにより、農林水産業の生産力向上と持続性の両立を図ることを目的とする。				
補助が必要な理由	有機農業の普及にあたり、有機農業者や有機農業面積の増加を支援するため。				
補助対象者	市内の農業者、畜産業者、営農集団、農業協同組合及び農林水産業に係る事業者等				
補助対象事業	機械導入事業(推進事業)				
補助率／補助額	1/2	上限額	200万円(機械を共同利用する場合は人数を乗じた1,000万円)		
上乗せ補助がある場合の根拠					

2. 費用対効果(単位:円)

成果指標	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	最終目標	
	計画	計画	計画	計画	年度	計画
① 対象事業者	5	5	5		10	5
②						
補助額	10,000,000	10,000,000	10,000,000		—	—
特定財源	国庫支出金	10,000,000	10,000,000		—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	0	0	0	0	—	—
一般財源の割合	0.0%	0.0%	0.0%	#DIV/0!	—	—
補助件数					—	—
実績報告書	—	—	—	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約	—	—	—	—	—	—
団体決算書	—	—	—	—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること(団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	○	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること(個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること			新設
	運営費補助	重複補助の有無 適切な会計処理 事業費補助への転換	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと ①団体の会計処理が適切に行われていること ①事業費補助へ転換すること		

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	承認	有機農業の生産者の増加及び面積拡大には機械等を導入し、省力化することが必要であるため、導入に係る費用について補助を行う必要がある。
2次	承認	新設補助金として承認する。
外部		
最終	承認	新設補助金として承認する。

区分	既存
----	----

補助事業名	自伐型林業推進事業	担当部課	産業振興部 農林振興課			
補助要綱	自伐型林業推進事業補助金交付要綱	根拠法令				
総合計画体系	2.人と自然が共生しながら地域で循環する産業を確立する	分類	事業費補助金ソフト事業			
	10.自然を守り活かす林業の振興	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果	
事務事業	森林経営管理事業	R 5	3 年	R 13	承認	

1. 事業概要

補助の目的	自伐型林業推進事業(森林所有の有無及びその規模にかかわらず、森林の経営又は管理を自らが行う自立自営的な林業)を営む者に対し、当該自伐型林業の実施に要する経費の一部を補助することにより、持続可能な自伐型林業経営並びに森林の公益的機能の維持増進及び地域林業の振興を図ることを目的とする。		
補助が必要な理由	国の造林事業補助金を受けることができない小規模林業者を支援することで、森林整備の加速化を図る。		
補助対象者	朝来市自伐型林業推進協議会の会員(市内に住所を有する者)		
補助対象事業	(1)補助対象森林の内、森林所有者と「森林整備に関する協定書」を締結している森林搬出間伐、切捨間伐、作業道開設、運搬経費、林業機械リースに要する経費の一部 (2)「朝来市自伐型林業推進協議会」が主催する技術習得のための研修会を修了した者機械器具、装備品の購入に要する経費の一部		
補助率/補助額	作業種等による	上限額	作業種等による
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

成果指標	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 自伐型林業推進協議会員	5	10	11	11	13	15
②						
補助額	7,685,516	9,749,267	14,360,099	15,000,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他	7,685,516	9,749,267	14,360,099	15,000,000	—
一般財源	0	0	0	0	—	—
一般財源の割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	—	—
補助件数	3	8	5	5	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約	—	—	—	—	—	—
団体決算書	—	—	—	—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること(団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	作業種等による
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること(個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○	
	運営費補助	重複補助の有無 適切な会計処理 事業費補助への転換	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと ①団体の会計処理が適切に行われていること ①事業費補助へ転換すること		

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	承認	林業の担い手を確保していくため、林業事業体における確保対策を継続しつつ、自ら森林整備する者や一人親方などの小規模林業者を増やしていく必要がある。
2次	承認	判定結果に基づき、適正な運用を図ること。
外部		
最終	承認	2次評価のとおり、適正な運用を図ること。

区分	新設
----	----

補助事業名	農業経営安定化対策事業	担当部課	産業振興部 農林振興課		
補助要綱	朝来市農業経営安定化対策補助金交付要綱	根拠法令			
総合計画体系	2.人と自然が共生しながら地域で循環する産業を確立する	分類	個人補助金		
	9.時代にあわせた農畜産業の振興	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	農業経営安定化対策補助金	R 8	0 年	R 8	

1. 事業概要

補助の目的	エネルギー・肥料価格等の高騰による農家への負担増の影響により、主食用米及び転作による野菜等の生産意欲の減退や耕作放棄、離農等の増加を抑制し、生産意欲の維持、増加、高揚を促し、農業経営の安定化を図ることを目的とする				
補助が必要な理由	水稲や転作による野菜等の生産意欲の減退や耕作放棄、離農等の増加を抑制するため				
補助対象者	市内で主食用米及び転作による野菜等を生産している農家、営農組合及び法人				
補助対象事業	主食用米水稲苗代(925円/枚)×16枚/10a 資材価格高騰分(肥料費、燃料費)2,500円/10a				
補助率/補助額	水稲苗代×1/2 資材価格高騰分×1/2	上限額	なし		
上乗せ補助がある場合の根拠					

2. 費用対効果(単位:円)

成果指標	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	最終目標	
	計画				年度	計画
① 補助対象者数(延べ人数)	2,773					
② 補助対象面積(ha)	1,141					
補助額	82,046,000				-	-
特定財源	国庫支出金				-	-
	県支出金				-	-
	地方債				-	-
	その他	67,700,000				-
一般財源	14,346,000	0	0	0	-	-
一般財源の割合	17.5%	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	-	-
補助件数					-	-
実績報告書	-	-	-	-	-	-

3. 団体運営費補助の場合

団体規約	-	-	-	-	-	-
団体決算書	-	-	-	-	-	-

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること(団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	○	市内事業者に単価の聞き取りを行い、平均額にて算出及び価格高騰については差額から算出した額の1/2
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること(個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	×	×	市内事業者に単価の聞き取りを行い、平均額にて算出及び価格高騰については差額から算出している。
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること			新設
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと 適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること 事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	承認	エネルギー価格や資材費高騰、耕作放棄、離農等の増加を抑制するためには、本事業の意義は大きい。
2次	承認	新設補助金として承認する。
外部		
最終	承認	新設補助金として承認する。

区分	新設
----	----

補助事業名	儲かる農業を目指す研修生補助金	担当部課	産業振興部 農林振興課			
補助要綱	朝来市儲かる農業を目指す研修生補助金交付要綱	根拠法令				
総合計画体系	2.人と自然が共生しながら地域で循環する産業を確立する	分類	個人補助金			
	9.時代に合わせた農畜産業の振興	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果	
事務事業	住みたい田舎移住促進プロジェクト事業	R 8	0 年	R 12		

1. 事業概要

補助の目的	人口減少施策の一環として、農業分野での活性化を図る。 農業・農村の活性化に資するための農業研修を受講する者に対して交付する。				
補助が必要な理由	農業研修に必要な資機材の購入及び研修期間中の費用を確保するため				
補助対象者	市内において新規就農前に農業研修を希望する者				
補助対象事業	【補助対象者の要件】 (1) 研修を開始するときの年齢が60歳以下であること。 (2) 農業生産基盤の登記名義人が本人名義でないこと。 (3) 農地中間管理事業の推進に関する法律第16条第3項の規定に基づく、賃借権の設定等を受けていないこと。 (4) 市内の認定農業者又は市長が認める農業者の下で、農業経営に係る知識、技術等の習得のための研修を受けること。また、兵庫県但馬県民局朝来農業改良普及センターの農業基礎研修を受けること。 (5) 市税等市の徴収金に滞納がないこと。 (6) 研修の実施において、この補助金の目的と重複する国又は県等の補助を受けていないこと。 (7) 生活保護、求職者支援制度等生活費を支給する国又は県等の補助を受けていないこと。				
補助率／補助額	農業研修費補助金 12.5万円/月(定額) 経営開始補助金 2年修了70万円、3年修了120万円(定額)	上限額	農業研修費補助金 150万円 経営開始補助金 70万円、120万円		
上乗せ補助がある場合の根拠	上乗せ補助なし				

2. 費用対効果(単位:円)

成果指標	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	最終目標	
	計画	計画	計画	計画	年度	計画
① 農業研修生(延べ)	41	43	45	47	12	50
②						
補助額	6,850,000	9,300,000	11,400,000	11,400,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	6,850,000	9,300,000	11,400,000	11,400,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	6	6	6	6	—	—
実績報告書	—	—	—	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約	—	—	—	—	—	—
団体決算書	—	—	—	—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること(団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	各種定額補助
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること(個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること			新設
	運営費補助	重複補助の有無 適切な会計処理 事業費補助への転換	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと ①団体の会計処理が適切に行われていること ①事業費補助へ転換すること		

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	承認	農業者の高齢化と担い手不足が顕著の中、担い手確保に直接的に資する唯一の事業として、本事業の意義は大きい。
2次	承認	新設補助金として承認する。
外部		
最終	承認	新設補助金として承認する。

区分	新設
----	----

補助事業名	一般社団法人あさごツーリズムビューロー運営事業補助金	担当部課	産業振興部 観光交流課			
補助要綱	一般社団法人あさごツーリズムビューロー運営事業補助金交付要綱	根拠法令				
総合計画体系	2.人と自然が共生しながら地域で循環する産業を確立する	分類	団体運営費補助金			
	8.まちの力になる観光の振興	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果	
事務事業	観光プロモーション事業	R 8	0 年	R 17		

1. 事業概要

補助の目的	本市の観光振興を推進する(一社)あさごツーリズムビューローへ支援することによって、市内観光入込客数・観光消費額を向上させ、経済波及効果に繋げることを目的とする				
補助が必要な理由	市内への観光誘客や観光消費の増加に向けて、(一社)あさごツーリズムビューローが持続可能な運営により観光地経営を実践する必要があるため				
補助対象者	一般社団法人あさごツーリズムビューロー				
補助対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・運営補助金については、あさごツーリズムビューロー運営事業補助金交付要綱により、正規職員の人件費のうち、給料、扶養手当・通勤手当、社会保険料を補助対象とし、その95%を補助する ・事業補助金については、同交付要綱により、観光プロモーション事業として必要な経費の50%を補助する 				
補助率／補助額	<ul style="list-style-type: none"> ・運営補助金 95% ・事業補助金 50% 	上限額	規定なし(但し、人件費補助基準設定予定)		
上乗せ補助がある場合の根拠					

2. 費用対効果(単位:円)

成果指標	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	最終目標	
	計画	計画	計画	計画	年度	計画
① 観光入込客数	2,332,000	2,482,000	2,632,000	2,632,000	11	2,632,000
② 1人当たり観光消費額 (市内宿泊なし)	2,802	2,872	2,943	2,943	11	2,943
補助額	18,921,000	18,921,000	18,921,000	18,921,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他					—
一般財源	18,921,000	18,921,000	18,921,000	18,921,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	1	1	1	1	—	—
実績報告書	—	—	—	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約	—	—	—	—	—	—
団体決算書	—	—	—	—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること(団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	○	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること(個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	×	×	令和7年8月8日の政策会議にて上限の設定なしで承認された。
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	朝来市観光振興対策事業補助金交付要綱改正
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること			新設
	運営費補助	重複補助の有無 適切な会計処理 事業費補助への転換	○ ○ ×	○ ○ ×	人件費に対する補助であり、事業費補助への転換はできない

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	承認	市の観光推進の中核組織として、市の観光基本計画にも位置付けられている。行政からの公的な観光事業を積極的に受託し観光振興を担っており、継続して支援する必要がある。
2次	承認	新設補助金として承認する。
外部		
最終	承認	新設補助金として承認する。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 7 年 8 月 8 日

区分	既存
----	----

補助事業名	観光振興対策事業費補助金	担当部課	産業振興部 観光交流課			
補助要綱	朝来市観光振興対策事業補助金交付要綱	根拠法令				
総合計画体系	2.人と自然が共生しながら地域で循環する産業を確立する	分類	事業費補助金ソフト事業			
	8.まちの力になる観光の振興	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果	
事務事業	観光振興対策事業	H 8	0 年	R 16	継続	

1. 事業概要

補助の目的	各イベント等と連携しながら、本市の観光振興を推進することによって、経済波及効果に繋げることを目的とする		
補助が必要な理由	市内への観光誘客や観光消費の増加に向けて、各イベント実施主体が安定的に事業を実施するため		
補助対象者	各イベント実行委員会等		
補助対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ■各イベント等 ・和田山花火大会(3,700,000円) ・「わだやま竹田」お城まつり(1,302,000円) ・竹田秋祭り(67,000円) ・竹田地区観光事業(160,000円) ・山東夏祭り(2,164,000円) ・あさご夏祭り(2,986,000) ・生野銀山へいくろう祭り(136,000円) ・銀谷祭り(1,000,000円) 		
補助率／補助額	対象事業費の1/2以内	上限額	規定なし
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

成果指標	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	最終目標	
	計画	計画	計画	計画	年度	計画
① 観光入込客数	2,332,000	2,482,000	2,632,000	2,632,000	11	2,632,000
② 1人当たり観光消費額 (市内宿泊なし)	2,802	2,872	2,943	2,943	11	2,943
補助額	11,515,000	11,515,000	11,515,000	11,515,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	11,515,000	11,515,000	11,515,000	11,515,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	8	8	8	8	—	—
実績報告書	—	—	—	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約	—	—	—	—	—	—
団体決算書	—	—	—	—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	○	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	×	×	令和7年8月8日の政策会議にて上限の設定なしで承認された。
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○	
	運営費補助	重複補助の有無 適切な会計処理 事業費補助への転換			
	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと				
	①団体の会計処理が適切に行われていること				
	①事業費補助へ転換すること				

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	承認	令和8年度から(一社)あさごツーリズムビューローへの支援・補助のあり方を変更するため、別に新たな補助制度を創設する。それに伴い本補助金についても見直しを図り、一部修正を行った。
2次	承認	判定結果に基づき、適正な運用を図ること。
外部		
最終	承認	2次評価のとおり、適正な運用を図ること。

区分	新設
----	----

補助事業名	朝来市奨学金返還支援補助金	担当部課	産業振興部 経済振興課		
補助要綱	朝来市奨学金返還支援補助金交付要綱(案)	根拠法令			
総合計画体系	2.人と自然が共生しながら地域で循環する産業を確立する	分類	個人補助金		
	7.内発的な経済循環と多様な働き方の創出	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業		R 8	0 年	R 17	

1. 事業概要

補助の目的	朝来市の将来を支える若年者の人材を確保し、市内就職及び定着を促進するため、本市に居住し、奨学金又は貸付金(以下「奨学金等」という。)を返済しながら働く若年者等に対し、大学等の在学中に貸与を受けた奨学金等の返済額の一部を支援することを目的とする。				
補助が必要な理由	全国で約50%以上の学生が何らかの奨学金を受給しているが、返還を支援することで学生が本市に戻って就労し、また、市外からの流入による地域の将来を支える若年層の人材を確保するため。				
補助対象者	①朝来市に住民登録をされている方。②申請する年度の初日において、満年齢が40歳未満である方。③令和8年4月1日以降に、市内企業等(市内に事業所を有する個人又は法人)に正社員として就職されること。(公務員を除く)④大学等の在学中に貸与を受けた奨学金等の返還を行う必要がある方。⑤朝来市企業就業者確保支援補助金による補助を受けていない方。⑥市税等の市の徴収金を滞納していないこと。				
補助対象事業	朝来市奨学金返還支援制度 (180,000円/年)※5年を上限として補助				
補助率/補助額	設定した上記上限額の内、返還にかかった実額	上限額	180,000円		
上乗せ補助がある場合の根拠					

2. 費用対効果(単位:円)

成果指標	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	最終目標	
	計画	計画	計画	計画	年度	計画
① 市内事業所への若年者を含む多様な人材の就業者数	63	68	73	78	12	83
②						
補助額	5,400,000	10,800,000	16,200,000	21,600,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	5,400,000	10,800,000	16,200,000	21,600,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	30	60	90	120	—	—
実績報告書	—	—	—	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約	—	—	—	—	—	—
団体決算書	—	—	—	—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○		
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○		
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○		
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○		
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○		
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○		
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること(団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	返還にかかった実額(上限設定有り)	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること(個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○		
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○		
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○		
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること			新設	
	運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
		適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること			
事業費補助への転換		①事業費補助へ転換すること				

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	承認	全国で約50%以上の学生が何らかの奨学金を受給しているが、返還を支援することで学生が本市に戻って就労し、また、市外からの流入による地域の将来を支える若年層の人材を確保するため、本補助制度を創設する。現行の「企業就業者確保支援補助金」と合わせて展開することで、若年者の就職推進と、地域への定着を推し進める。
2次	承認	新設補助金として承認する。
外部		
最終	承認	新設補助金として承認する。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 7 年 10 月 8 日

区分	既存
----	----

補助事業名	店舗リニューアル工事補助金	担当部課	産業振興部経済振興課			
補助要綱	朝来市店舗リニューアル工事補助金交付要綱	根拠法令				
総合計画体系	2.人と自然が共生しながら地域で循環する産業を確立する	分類	事業費補助金ソフト事業			
	7.内発的な経済循環と多様な働き方の創出	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果	
事務事業	店舗リニューアル工事助成事業	R 7	年	R 8		

1.事業概要

補助の目的	市内事業者の経営の安定と市内経済の活性化を図る。				
補助が必要な理由	市商工会の調査によると、市内小売、サービス業において店舗の老朽化を経営課題として挙げている事業者が多く、こうした声にこたえるため。				
補助対象者	来市内事業所1,600弱のうち、にぎわい創出補助金と同業種(小売業、宿泊・飲食業、持ち帰り飲食サービス、理容美容等)の672事業所				
補助対象事業	市内事業者を利用し、及び当該リフォーム工事に要する経費(消費税及び地方消費税を含む。以下「補助対象経費」という。)が20万円以上の工事				
補助率／補助額	補助率30%	上限額	30万円		
上乗せ補助がある場合の根拠					

2.費用対効果(単位:円)

成果指標	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	最終目標	
	実績見込み	計画	計画	計画	年度	計画
① 工事件数	17	20			R8	20
②						
補助額	3,229,000	6,000,000			-	-
特定財源	国庫支出金				-	-
	県支出金				-	-
	地方債				-	-
	その他				-	-
一般財源	3,229,000	6,000,000	0	0	-	-
一般財源の割合	100.0%	100.0%	#DIV/0!	#DIV/0!	-	-
補助件数	17	20			-	-
実績報告書	○	-	-	-	-	-

3. 団体運営費補助の場合

団体規約	-	-	-	-	-	-
団体決算書	-	-	-	-	-	-

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること		
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること		
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること		
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること		
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること		
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと		
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること(団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと		
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること(個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)		
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること		
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること		
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること		令和7年新設
	運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと	
適切な会計処理		①団体の会計処理が適切に行われていること		
事業費補助への転換		①事業費補助へ転換すること		

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	承認	店舗の魅力向上につなげ市内消費促進を図るためにも当該事業を実施することは必要である。
2次	承認	判定結果に基づき、適正な運用を図ること。
外部		
最終	承認	2次評価のとおり、適正な運用を図ること。

区分	既存
----	----

補助事業名	住宅リフォーム工事補助金	担当部課	産業振興部経済振興課			
補助要綱	朝来市住宅リフォーム工事補助金交付要綱	根拠法令				
総合計画体系	2.人と自然が共生しながら地域で循環する産業を確立する	分類	事業費補助金ソフト事業			
	7.内発的な経済循環と多様な働き方の創出	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果	
事務事業	住宅リフォーム助成事業	R 3	4 年	R 9	承認	

1. 事業概要

補助の目的	市内産業の活性化及び雇用の創出を図るとともに、市民の住環境の向上を図る。					
補助が必要な理由	<ul style="list-style-type: none"> ○市内事業者の受注機会の増加による経済循環の促進 ○市民の住環境を向上させ、快適な生活環境の創出 					
補助対象者	市民					
補助対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ○住宅リフォーム助成事業 市内事業者を活用して住宅リフォームを行う市民に対し、改修工事にかかる経費の一部を助成する。 補助対象経費：自己が所有し、住んでいる市内の住宅で20万円以上を要する補助対象工事にかかる経費 ※マンション等は個人専有部分、店舗棟併用住宅は住居部分のみ 補助率(限度額)：補助対象経費の1/10(限度額10万円) 					
補助率／補助額	1/10	上限額	10万円			
上乗せ補助がある場合の根拠						

2. 費用対効果(単位:円)

成果指標	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	
	実績	実績	実績	実績見込	年度	計画
① 補助により実施された工事件数	151	134	137	281	7	280
② 補助により実施された総工事費	149,769,983	158,534,255	157,864,681	338,362,124	7	320,000,000
補助額	9,452,000	9,302,000	9,579,000	18,932,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	9,452,000	9,302,000	9,579,000	18,932,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	151	134	137	281	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約	—	—	—	—	—	—
団体決算書	—	—	—	—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	○	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○	
	運営費補助	重複補助の有無 適切な会計処理 事業費補助への転換			
	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと				
	①団体の会計処理が適切に行われていること				
	①事業費補助へ転換すること				

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	承認	利用実績から需要が非常に高い補助制度であると判断できる。原材料費の高騰が続く中、消費喚起を促し、経済活性化を図る制度として継続する必要がある。
2次	承認	判定結果に基づき、適正な運用を図ること。
外部		
最終	承認	2次評価のとおり、適正な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 7 年 11 月 13 日

区分	既存
----	----

補助事業名	中小企業融資利用支援信用保証料補助金及び利子補給金	担当部課	産業振興部 経済振興課			
補助要綱	朝来市中小企業融資利用支援信用保証料補助金及び利子補給金交付要綱	根拠法令				
総合計画体系	2.人と自然が共生しながら地域で循環する産業を確立する	分類	事業費補助金ソフト事業			
	7.内発的な経済循環と多様な働き方の創出	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果	
事務事業	中小企業融資事業	R 5	2 年	R 13		

1. 事業概要

補助の目的	市内事業者が新たな事業展開や経営改善等に取り組むことを目的に兵庫県融資制度を利用する際の費用の一部を補助金として交付することで、市内事業者の資金繰りを支援し経済活動の活性化を図ることを目的とする。					
補助が必要な理由	融資にかかる負担の軽減を支援することで積極的に新たな事業展開や経営改善等に取り組む事業者が増加し、市内経済の活性化に繋がる。					
補助対象者	市内中小企業者					
補助対象事業	○利子補給 … 兵庫県中小企業融資制度の内、「新分野進出資金」「設備投資資金」「開業資金」「経営安定資金」「借換資金」利用者に対して3年間の利子補給(もしくは信用保証料補助) ○信用保証料補助 … 兵庫県中小企業融資制度の内、「新分野進出資金」「設備投資資金」「開業資金」「経営安定資金」「借換資金」「長期資金」「短期資金」「小規模資金」「経営活性化資金」利用者に対して信用保証料補助(利子補給も対象の場合は、事業者が選択)					
補助率/補助額	○利子補給 支払い利子全額(3年間分) ○保証料補助 補助対象経費の1/2	上限額	○利子補給:単年度上限20万円(3年間上限60万円) ○信用保証料補助:60万円			
上乗せ補助がある場合の根拠						

2. 費用対効果(単位:円)

成果指標	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	
	実績	実績	実績	実績見込	年度	計画
① 融資額総額	—	772,800,000	1,085,450,000	1,252,170,000	10	1,500,000,000
② 補助件数	—	43	69	86	10	100
補助額	—	5,928,164	8,093,902	9,852,229	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	#VALUE!	5,928,164	8,093,902	9,852,229	—	—
一般財源の割合	#VALUE!	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	—	43	69	86	—	—
実績報告書		○	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約	—	—	—	—	—	—
団体決算書	—	—	—	—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○		
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○		
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○		
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○		
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○		
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○		
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること(団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	年間上限20万円、3年間の条件付きで全額補助とした。	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること(個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○		
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○		
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○		
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること				
	運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
		適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること			
事業費補助への転換		①事業費補助へ転換すること				

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	承認	市の制度融資を廃止し、県の制度融資に対して信用保証料補助、利子補給を行う制度を新設した。令和6年度で2年目となるが、新設した制度の利用状況については好調であるため制度の継続が必要である。
2次	承認	判定結果に基づき、適正な運用を図ること。
外部		
最終	承認	2次評価に基づき、適正な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 7 年 9 月 10 日

区分	新設
----	----

補助事業名	景観形成補助金	担当部課	都市政策課		
補助要綱	朝来市景観形成補助金交付要綱	根拠法令			
総合計画体系	5.市民の暮らしを支える安全・安心な都市基盤を持続する	分類	個人補助金		
	24.自然を守り暮らしと産業を創造する土地利用の推進	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	朝来市景観形成補助金交付要綱	R 2	5 年	R 10	

1. 事業概要

補助の目的	景観形成地区において景観形成基準を順守した修景行為に対して補助金を支出することにより、朝来市景観計画に基づく魅力的な街なみを維持・保全し、景観形成に対する住民意識の向上を図ることを目的とする。				
補助が必要な理由	景観形成基準を順守した修景行為については、伝統的工法の実施により、通常より多額の費用が掛かり、支援が求められているため。				
補助対象者	景観形成地区において、景観形成基準に適合する建築物、工作物等、若しくは屋外広告物の所有者又は賃貸人等で補助対象事業を実施することについて所有者の同意を得ている者。				
補助対象事業	・建築物の新築、改築、増築、修繕に伴う外観の修景等にかかる費用 補助額 最大165万円				
補助率／補助額	1/6	上限額	補助対象事業記載のとおり		
上乗せ補助がある場合の根拠					

2. 費用対効果(単位:円)

成果指標	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	最終目標	
	計画	計画	計画	計画	年度	計画
① 補助件数	2	4	4		R10	4
②						
補助額	1,500,000	3,000,000	3,000,000		—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	1,500,000	3,000,000	3,000,000	0	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	#DIV/0!	—	—
補助件数	2	4	4		—	—
実績報告書	—	—	—	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約	—	—	—	—	—	—
団体決算書	—	—	—	—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○		
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○		
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○		
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○		
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○		
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○		
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること(団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	○		
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること(個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○		
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○		
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○		
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること			新設	
	運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
		適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること			
事業費補助への転換		①事業費補助へ転換すること				

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	承認	景観形成基準を順守した修景行為については、伝統的工法の実施により、通常より多額の費用が掛かり、支援が求められているため。
2次	承認	判定結果に基づき、適正な運用を図ること。
外部		
最終	承認	2次評価のとおり、適正な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 7 年 10 月 8 日

区分	既存
----	----

補助事業名	不良住宅等除却支援補助金	担当部課	都市整備部 都市政策課		
補助要綱	朝来市不良住宅等除却支援補助金交付要綱	根拠法令			
総合計画体系	5.市民の暮らしを支える安全・安心な都市基盤を持続する	分類	個人補助金		
	24.自然を守り暮らしと産業を創造する土地利用の推進	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	空家等対策事業	R 1	6 年	R 9	

1.事業概要

補助の目的	第2次朝来市空家等対策計画(令和5年3月策定)に基づく空家等の適切な管理の促進により、地域の防災・防犯・安全及び安心の確保並びに生活環境の向上を図る。				
補助が必要な理由	老朽危険空家等に対して除却を促し、周辺住民及び周辺環境への悪影響等を防ぐ必要がある。				
補助対象者	<ul style="list-style-type: none"> 対象住宅の所有者又は相続人 上記から同意を得た行政区又は自治協 				
補助対象事業	対象住宅の除却に係る工事に要する費用				
補助率／補助額	2/3	上限額	1,332,000円		
上乗せ補助がある場合の根拠					

2.費用対効果(単位:円)

成果指標	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	最終目標		
	実績	実績	実績見込	計画	年度	計画	
① 不良住宅等対象件数	5	3	5	5	9	5	
②							
補助額	6,156,000	3,996,000	6,236,000	6,660,000	—	—	
特定財源	国庫支出金	3,078,000	1,998,000	3,118,000	3,330,000	—	—
	県支出金	1,539,000	999,000	1,559,000	1,665,000	—	—
	地方債					—	—
	その他					—	—
一般財源	1,539,000	999,000	1,559,000	1,665,000	—	—	
一般財源の割合	25.0%	25.0%	25.0%	25.0%	—	—	
補助件数	5	3	5	5	—	—	
実績報告書	○	○	○	—	—	—	

3. 団体運営費補助の場合

団体規約	—	—	—	—	—	—
団体決算書	—	—	—	—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること		○ ○
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること		○ ○
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること		○ ○
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること		○ ○
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること		○ ○
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと		○ ○
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと		○ ○
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)		○ ○
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること		○ ○
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること		○ ○
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること		× × 老朽危険空家等は市内に多数存在しているため、除却に前向きでない所有者等に対しても粘り強く対応を求め続ける必要がある。
	運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと	
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること		
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること		

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	承認	対象となる老朽危険空家等は市内に相当数現存している。除却に前向きな所有者等がある程度出尽くしたことにより件数が伸び悩んでいるため、除却に前向きでない所有者等へ粘り強く対応を求め続ける必要がある。
2次	承認	判定結果に基づき、適正な運用を図ること。
外部		
最終	承認	2次評価のとおり、適正な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 7 年 10 月 8 日

区分	既存
----	----

補助事業名	破損空家等除却支援補助金	担当部課	都市整備部 都市政策課		
補助要綱	朝来市破損空家等除却支援補助金交付要綱	根拠法令			
総合計画体系	5.市民の暮らしを支える安全・安心な都市基盤を持続する	分類	個人補助金		
	24.自然を守り暮らしと産業を創造する土地利用の推進	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	空家等対策事業	R 2	5 年	R 9	

1.事業概要

補助の目的	第2次朝来市空家等対策計画(令和5年3月策定)に基づく空家等の適切な管理の促進により、空家等活用の見込みが乏しい腐朽及び破損のある空家等について早期に除却を促し、もって周辺への生活環境に悪影響を及ぼすことを未然に防ぐとともに、健全で快適なまちづくりを推進する。				
補助が必要な理由	不良住宅等除却支援事業の対象外となった破損空家等について、老朽危険空家等になる前に除却を促し、周辺住民及び周辺環境への悪影響等を未然に防ぐ必要がある。				
補助対象者	<ul style="list-style-type: none"> 対象住宅の所有者又は相続人 上記から同意を得た行政区又は自治協 				
補助対象事業	対象住宅の除却に係る工事に要する費用				
補助率／補助額	1/5	上限額	400,000円		
上乗せ補助がある場合の根拠					

2.費用対効果(単位:円)

成果指標	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	最終目標	
	実績	実績	実績見込	計画	年度	計画
① 破損空家対象件数	4	2	2	5	9	5
②						
補助額	1,473,000	800,000	800,000	2,000,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	1,473,000	800,000	800,000	2,000,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	4	2	2	5	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約	—	—	—	—	—	—
団体決算書	—	—	—	—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	○	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	×	×	危険度が高い状態に至っていないものを対象とするため申請者の意欲によって件数はバラつきが出る。
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと 適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること 事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	承認	老朽危険空家等に至ってしまうと周囲への悪影響が大きいいため、そうなる前に所有者等へ除却を促すことは重要と考える。
2次	承認	判定結果に基づき、適正な運用を図ること。
外部		
最終	承認	2次評価のとおり、適正な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 7 年 10 月 27 日

区分	新設
----	----

補助事業名	既存住宅断熱化促進事業	担当部課	都市政策課		
補助要綱	朝来市既存住宅省エネ化促進事業補助金交付要綱(案作成中)	根拠法令			
総合計画体系	5.市民の暮らしを支える安全・安心な都市基盤を持続する	分類	個人補助金		
	29.地球に優しいエネルギーと資源の循環の推進	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	新・省エネルギー推進事業	R 8	0 年	R 16	

1. 事業概要

補助の目的	朝来市内に存する住宅の所有者が行う省エネルギー性能を向上させる改修工事等に要する経費の一部を補助することにより、住宅ストックの省エネ化を促進し、ゼロカーボンシティの実現及び温室効果ガスの排出削減を図る				
補助が必要な理由	全国推計として新築住宅については約80%が省エネ基準に適合しているが既存住宅については約10%になっていること、また、兵庫県推計では県内の戸建て住宅の二重サッシ又は複層ガラス等開口部の断熱化が15%ほどしか実施していないため、補助を創設することで省エネ改修を推進する				
補助対象者	朝来市内に存する住宅の所有者				
補助対象事業	(1)省エネ診断 (2)省エネ化計画策定及び省エネ化工事				
補助率／補助額	(1)2/3(うち国1/2、県1/4、市1/4) (2)2/5(うち国1/2、県1/4、市1/4)	上限額	(1)10万円 (2)30万円		
上乗せ補助がある場合の根拠	なし				

2. 費用対効果(単位:円)

成果指標	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	最終目標		
	計画	計画	計画	計画	年度	計画	
① 省エネ診断	5	5	5	5	16	45	
② 省エネ計画策定及び省エネ化工事	5	5	5	5	16	45	
補助額	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	—	—	
特定財源	国庫支出金	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	—	—
	県支出金	500,000	500,000	500,000	500,000	—	—
	地方債					—	—
	その他					—	—
一般財源	500,000	500,000	500,000	500,000	—	—	
一般財源の割合	25.0%	25.0%	25.0%	25.0%	—	—	
補助件数	5	5	5	5	—	—	
実績報告書	—	—	—	—	—	—	

3. 団体運営費補助の場合

団体規約	—	—	—	—	—	—
団体決算書	—	—	—	—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること(団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	国県補助に対する市費の上乗せ補助
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること(個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること			新設
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
	適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること				
	事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること				

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	承認	第4次朝来市環境計画で定める、朝来市内の家庭の脱炭素化に向けた省エネルギー対策を推進するための補助事業として必要と考える。
2次	承認	新設補助金として承認する。
外部		
最終	承認	新設補助金として承認する。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 7 年 10 月 27 日

区分	新設
----	----

補助事業名	住宅用太陽光発電設備等導入促進事業	担当部課	都市政策課			
補助要綱	朝来市自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助金交付要綱(案作成中)		根拠法令			
総合計画体系	5.市民の暮らしを支える安全・安心な都市基盤を持続する	分類	個人補助金			
	29.地球に優しいエネルギーと資源の循環の推進	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果	
事務事業	新・省エネルギー推進事業		R 8	0 年	R 11	

1. 事業概要

補助の目的	脱炭素社会づくりの一環として、自家消費型住宅用太陽光発電設備及び蓄電池の購入費用並びにその設置に係る工事費用に対し、補助金を交付することにより、市内で自らが居住する住宅に再生可能エネルギーの導入を促進することで、温室効果ガスの排出削減を図る				
補助が必要な理由	県では、県地球温暖化対策推進計画において2030年度太陽光発電導入63億kWhを目標としており、目標達成のために県が実施する市町への太陽光発電設備等導入補助事業を活用した補助を創設することで、環境影響の少ない住宅の屋根等への自家消費型太陽光発電設備及び蓄電池の導入を誘導し、市内の温室効果ガスの排出削減を促進する				
補助対象者	朝来市内に存する住宅の所有者				
補助対象事業	太陽光発電設備(自家消費型)及び定置用蓄電池一体的な導入				
補助率／補助額	太陽光発電設備の導入 7万円/kw 蓄電池の導入 14.1万円/kwの1/3	上限額	太陽光発電設備の導入 35万円 蓄電池の導入 23.5万円		
上乗せ補助がある場合の根拠	なし				

2. 費用対効果(単位:円)

成果指標	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	最終目標	
	計画	計画	計画	計画	年度	計画
① 太陽光発電設備及び蓄電池の導入	5件	5件	5件	5件	11	20件
②						
補助額	2,925,000	2,925,000	2,925,000	2,925,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金	2,925,000	2,925,000	2,925,000	—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	0	0	0	0	—	—
一般財源の割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	—	—
補助件数	5	5	5	5	—	—
実績報告書	—	—	—	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約	—	—	—	—	—	—
団体決算書	—	—	—	—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○		
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○		
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○		
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○		
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○		
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○		
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること(団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	太陽光発電設備の導入は7万円/kw(定額)	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること(個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○		
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○		
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○		
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること			新設	
	運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
		適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること			
事業費補助への転換		①事業費補助へ転換すること				

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	承認	第4次朝来市環境計画で定める、朝来市内の家庭の脱炭素化に向けた省エネルギー対策を推進するための補助事業として必要と考える。
2次	承認	新設補助金として承認する。
外部		
最終	承認	新設補助金として承認する。